

# 横浜市会政務調査費の交付に関する 条例改正についての理事会協議結果

## 1 交付対象

会派交付とするか議員交付とするかを会派ごとに選択することとする。

## 2 交付額

現行どおりとする。

## 3 交付方法

現行どおりとする。

## 4 経理責任者

会派交付とした会派は、現行どおり経理責任者を設置する。

## 5 収支報告書への領収書等の添付

領収書等の写しを添付する。

## 6 収支報告書の提出期限

現行どおりとする。

## 7 収支報告書の保存

現行どおりとする。

## 8 収支報告書の閲覧請求

何人も添付された領収書等の写しを含む収支報告書の閲覧を請求できるものとする。

## 9 条例の施行日

平成20年4月1日とする。